

令和 8 年 6 月 11 日

尾 道 市 長
(建設部契約課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 株式会社武田組
- 2 指名除外期間 令和8年6月11日～令和8年6月24日(2週間)
- 3 事 実 概 要 令和7年12月1日、東部建設事務所発注の「栗柄広谷線街路工事(R7-2工区)」において、仮設工の既設鋼矢板の切断撤去作業を行っていたところ、鋼矢板背面の土圧に押され切断作業中の鋼矢板が破断した。その際、切断を担当していた作業員が鋼矢板と既設橋台躯体の間に挟まれ死亡したことによる。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第9項第4号に該当する。

〈建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第9項第4号〉

措 置 要 件	期 間
(公衆損害及び工事関係者事故) 9 安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(4)のいずれかに該当することとなったとき。 (4) 一般工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内